第三版はしがき

本書第二版の改訂の契機となった農業協同組合法等の一部を改正する法律等の法律（平成27年９月４日法律第63号）が公布されて以降，すでに軽微な改正を含めすでに令和２年６月の改正（令和２年法律第50号）に至るまで，15回もの法律改正が行われている。

平成27年改正法の附則に基づく５年後見直しを今春に控えているが，他の法律の改正による実質的な内容の変更等を伴う改正も少なからずあったことや，平成27年の改正をめぐる議論などから戦後の農業協同組合法に大きな影響を与えることとなった戦前の農業団体法の内容についても補足しておいた方がよいと考えられたことなどもあり，ここに第三訂版として，改訂版公刊後の法律改正を反映した内容に改めることとしたほか，全般にわたって所要の見直しを行った。

令和元年の会社法改正に伴い，農業協同組合法等関係法律の改正も行われ，農業協同組合法にも役員等の責任に関連する補償契約および賠償責任保険契約に関する条項が新設されるとともに総会資料の電子提供措置に関する条項も新設された。

これらの改正のうち，前者の役員等の責任に関する補償契約および賠償責任保険契約に関する規定は，令和３年３月１日から施行され，総会資料の電子提供措置に関する規定については，本改訂版の発刊時点では施行期日に関する政令が未制定であるが，いずれも改正後の内容に基づき記述している。

また、令和２年の金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第50号）による改正内容のうち、本書に関係するものは、同法の公布日（令和２年６月12日）から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるが、実質的な内容には変更がないことから改正後の規定に基づき記述内容を改めた。

当初想定した以上の見直し結果となったが，本書が旧版同様に，読者の皆さんに活用され，理論と実務の双方の進展に多少なりとも貢献できることに

なれば幸いである。

最後に初版の刊行以来多大の配慮をいただいた経済法令研究会の菊池一男氏はじめ，三訂版の発刊に際してお世話になった西牟田隼人氏には，この場を借りて厚くお礼を申し上げる。

令和３年２月吉日

明田　作

第二版はしがき

本書の初版の公刊後すでに６年を経過し，今日に至るまで，農業協同組合法はすでに９回にわたる改正が行われている。先般の第189回国会においては，農業協同組合法等の一部を改正する法律等の法律が成立し，平成27年９月４日に法律第63号として公布された。

この度の改正は，戦後の農業協同組合法にアメリカの制度にならって導入された専属利用契約の制度や戦後間もなくこれもアメリカの制度を参考に導入された回転出資制度など，協同組合法制上，重要な意義をもっていた制度の廃止をはじめ，昭和29年の改正で創設された農業協同組合中央会制度を廃止する一方，組合の事業目的に関し新たな役割を付加するとともに理事および経営管理委員の構成に関する新たな規制の導入など協同組合制度の性格に変更をもたらす内容の改正を含むものとなっている。このほか，組合の新設分割や組織変更等，いわゆる組織再編行為に係る新たな規定の整備や従来の実務に影響を与える規定の整備など，重要かつ広範な内容の改正が行われている。

平成27年の改正は，経過措置のあるものを除き，平成28年４月１日から施行されることとなっている。そこで，今回の改訂にあたっては，この27年の改正はもとより，初版刊行後の改正内容をフォローした内容になるよう見直しを行った。また，あわせて引用文献についても補充も含めて必要と思われる見直しを行ったほか，本書の初版第１刷以降判明した誤植等についても，この機会に改めさせていただいた。

なお，改正事項によっては，未施行のものがあるが，煩雑になることを回避するため，内容は改正内容が施行されたこと前提に解説をしていることをあらかじめお断りしておく。

新たな内容を追加したことなどもあり相当の見直しとなったが，本書が旧版同様に，読者の皆さんに活用され，理論と実務の双方の進展に多少なりとも貢献できることになれば幸いである。

最後に初版の刊行以来多大の配慮をいただいた経済法令研究会の菊池一男

氏をはじめ，編集部の皆さんには，この場を借りて厚くお礼を申し上げる。

平成28年 3 月吉日

明田　作

はしがき

昭和22年に農業協同組合法が公布されてから，60年余の歳月が経過した。立法当時の社会事情・背景は，大きく様変わりし，農業協同組合自体の内容も複雑で膨大なものとなった。

筆者が実務家の立場から農業協同組合法にかかわりをもつようになったのは，昭和50年代の後半のことであるが，幸いにも，それ以来今日に至るまで，農業協同組合法の実務の世界に身を置くことが許されてきた。この間，都道府県中央会等の実務家からの照会等を通じて絶えず刺激を受け，また法律改正の過程を通じ，農林水産省の関係者の方々からも絶えず刺激を受けながら問題意識を持ち続けることができたことを感謝している。

ところで，会社法の議論や業績は，百花繚乱であるが，残念ながら協同組合法の分野に関しては，みるべきものは極めて限られている。参考文献に掲げたように，昭和20年代後半から30年代にかけ優れた解説書や研究があるほかは，40年代から50年代にかけては大塚喜一郎博士の協同組合法の研究業績が残っているだけである。近年では，平成11年に刊行された村山光信弁護士の中小企業等協同組合法の解説書が，判例・学説の紹介を含み体系的なものとなっているほかは，各協同組合法に関する簡単な逐条解説書があるにすぎないのが現状である。

これまで，農業協同組合監査士の受験者のための講義等を通じて，単なる知識を得るだけでなく学習のためのまとまった参考書の必要性を痛感し，また実務家に役に立つような内容の解説書が必要であるとの意識を強くもちながら，途中で頓挫し，早15年ほどの歳月が過ぎてしまった。幸いにも，平成19年に，昭和48年入会後長年勤務した全国農協中央会を辞め，農林中央金庫の嘱託として転出することとなった。それを機会に気持ちも入れ替わるとともに，必要な環境にもご配慮をいただけたこともあり，還暦を迎えるまでにはまとめ上げる決意を固め，ようやくここに至り完成まで漕ぎ着けることができた。

本書の構成は，２編に分け，第１編で，農業協同組合法の法制史を概観し，

第２編を農業協同組合法の解説にあてることとした。第１編で，わが国最初の協同組合の実定法である明治33年（1900年）の産業組合法の立案まで遡って農業協同組合法の沿革を概観したのは，農業協同組合の制度論として側面においては，法制史的な考察も重要であろうと考えたからである。第２編は，本論にあたる部分であるが，そこでは，農事組合法人制度（法第２章の２），中央会制度（法第３章），特定信用事業代理業（法第４章の２）および監督（法第５章）を除き，現行農業協同組合法全般について解説をしたものである。

全体として読んで理解しやすいように，出典，引用，その他私見や議論のある部分等については，後注を付して記述した。注書きが多くなり，読みにくくなった部分があるかもしれないが，各自の進んだ学習や研究等に資することができるのではないかと考えている。なお，本編で説明が不足する部分を補う目的と，現行農業協同組合法の理解の助けのために，付録として，原始農業協同組合法の条文と改正履歴を付した。

本書は，ある意味において，筆者が独学で辿った足取りのようなものである。非才を省みずに本書を公刊しようと決意したのは，農業協同組合法の理論と実務に役に立つ解説書が必要であると考えたからであるが，制度論とともに農業協同組合法の理論と実務の双方に多少なりとも貢献できる内容になったのではないかと自負をしている。足りない部分は，筆者のライフワークとして引続き研究を続けていきたいと考えているが，本書に対する識者のご批判等をいただければ幸いである。

都道府県中央会等の実務家および農林水産省の関係者の方々からの刺激をはじめ，新たな環境を提供していただいた農林中央金庫さらには農林中金総合研究所のみなさんの理解がなければ本書が完成することはなかったものであり，ここに深く感謝を申し上げたい。

最後に，本書の出版を快く引き受けていただいた（株）経済法令研究会，そして刊行に当たり大変お世話になった同社の菊池一男氏および大沢竜典氏には，この場を借りて感謝を申し上げる。

平成22年２月吉日

明田　作

追伸

本書の執筆中にも農業協同組合法の改正が行われている。すなわち，平成21年６月10日公布の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（法律第51号），同月24日公布の「農地法等の一部を改正する法律」（法律第57号），同日公布の「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（法律第58号），同日公布の「資金決済に関する法律」（法律第59号）による農業協同組合法の一部改正である。農地法等の一部を改正する法律による農業協同組合法の一部改正については，改正を踏まえて本文の記述を改めているが，それ以外の改正によるものは，現時点で未施行であるので，その改正内容は織り込んではいない。したがって，その改正の概要は，本書付録に掲載した改正履歴によって補っていただきたい。

目　次

第１編　緒　論

第１章●協同組合の意義と性質 ―― 2

1　協同組合とは　2

2　協同組合の法的性格　6

(1)　非営利性　6

(2)　社団性　8

(3)　法人性　9

第２章●農業協同組合法の沿革 ―― 17

第１節　戦前の協同組合法制　17

1　信用組合法案　17

2　産業組合法の制定　18

3　産業組合法の展開　22

(1)　産業組合法の第１次改正　22

(2)　産業組合法の第２次改正　23

(3)　産業組合法の第３次改正　23

(4)　産業組合法の第４次改正　26

(5)　産業組合法の第５次改正　26

(6)　産業組合法の第６次改正　27

(7)　産業組合法の第７次改正　27

(8)　第８次改正から最終改正まで　29

4　農業団体法の制定　29

(1)　農業団体法制定の経緯　29

(2)　農業団体法の特徴と概要　32

第２節　戦後の協同組合法制　43
1　農業協同組合法の制定　45
2　農業協同組合法の展開　49
(1)　法制定後日米講和条約の締結に至るまで　50
(2)　日米講和条約発効後，昭和30年代前半まで　51
(3)　昭和30年代以降の高度経済成長期　54
(4)　低成長経済への移行と金融自由化　57
(5)　バブル経済の終焉以降　58

第２編　本　論

第１章●総　説 ―― 82
1　立法形式における特徴　82
2　農業協同組合法の意義　83
3　農業協同組合法の特質　84
4　組合の種類と責任組織　85
第２章●農業協同組合法と独占禁止法等との関係 ―― 89
1　農業協同組合法と独占禁止法との関係　89
2　民法・商法との関係　91
第３章●組合の権利能力と行為 ―― 104
1　組合の権利能力　104
2　組合の不法行為　105
第４章●組合の設立 ―― 109
第１節　設立の意義　109
第２節　設立の手続　109
1　創立総会までの手続　109
(1)　発起人　109
(2)　設立準備会　110

(3)　創立総会　110
2　創立総会後の手続　111
(1)　設立の認可　111
(2)　設立事務の引継ぎと出資の払込み　112
(3)　設立の登記　112
第3節　設立の無効　113
第5章●組合の自治法規 ―― 119
第1節　総　説　119
第2節　定　款　120
1　定款の意義と性質　120
2　定款の記載事項　121
(1)　絶対的必要記載事項　122
(2)　相対的必要記載事項　127
(3)　任意記載事項　129
第3節　定款の変更　129
1　定款の変更の意義　129
2　定款の変更の手続　130
(1)　出資1口金額の増額など組合員の責任を加重することとなる定款の変更　130
(2)　出資1口金額を減額し，または出資組合を非出資組合とするための定款の変更　131
(3)　現在の組合員が有する組合員たる地位または共益権の一部を奪うに等しい結果を生じさせることとなる定款の変更　133
第4節　規　約　133
第5節　特定事業実施の適法要件たる自治法規　134
第6章●組合の事業 ―― 140
1　農業協同組合法の事業の特徴　140
2　事業の目的　140

3　事業の範囲　143
4　員外利用　144
(1)　員外利用許容の態様と限度　144
(2)　員外利用規制に違反した場合の法的効果　147
5　組合が行うことができる事業　147
(1)　農業協同組合法による事業　148
(2)　農業協同組合法以外の法律による事業　166
第７章●信用・共済事業に係る業務規制等 ―――――――― 178
第１節　信用事業に係る諸規制　178
1　行為規制と利用者保護　179
(1)　貯金者等に対する情報提供　180
(2)　非貯金商品と貯金等との誤認防止　180
(3)　個人情報の保護等　182
(4)　内部規則等の整備　183
(5)　信用事業に係る禁止行為　184
(6)　名義貸しの禁止　185
(7)　特定貯金等契約についての金融商品取引法の準用　186
(8)　金融サービス提供法等との関係　188
2　弊害防止措置　190
3　利益相反管理体制の整備　192
4　ディスクロージャー　193
5　大口信用供与等規制　195
(1)　規制の対象となる信用供与等の範囲　196
(2)　規制比率　199
(3)　自己資本の範囲　200
(4)　受信側合算　201
(5)　適用除外　205
6　自己資本比率規制　206

7　自己資本比率規制以外の経営諸比率規制　207
(1)　自己資本の基準　207
(2)　信用事業に係る資金の他事業に係る資金への運用の基準　208
(3)　貯金の払戻し等に充てるための預け金等の基準　209
8　余裕金運用規制　209
9　他業の禁止　212
第2節　共済事業に関する諸規制　212
1　行為規制と利用者保護　212
(1)　共済契約者等に対する情報の提供　212
(2)　保険契約および金銭債権等と共済契約との誤認防止のための説明義務　213
(3)　利用者の意向の把握等　214
(4)　業務運営に関する具体的措置　215
(5)　内部規則等　216
(6)　禁止行為　217
(7)　自己契約等の禁止　219
(8)　クーリング・オフ　219
(9)　特定共済契約についての金融商品取引法の準用　222
(10)　共済代理店についての保険業法の準用　223
2　弊害防止措置　223
3　利益相反管理体制の整備　223
4　ディスクロージャー　224
5　共済契約の変更　224
(1)　契約条件の変更の申出　224
(2)　解約に係る業務の停止命令　224
(3)　契約条件の変更の限度　225
(4)　契約条件の変更に係る総会の議決　225
(5)　行政庁による契約条件の変更案の承認　226

(6) 契約条件の変更の通知等　227
(7) 契約条件の変更の公告等　227
6　経営の健全性の基準　227
7　共済事業に係る財務・経理の規制　228
8　他業の禁止　229
第3節　子会社等　229
1　子会社の意義　230
2　子会社の範囲等　231
(1) 農業協同組合の子会社の範囲等　231
(2) 信用事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等　237
(3) 共済事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等　245
第8章●組合員 ―― 251
第1節　組合員たる資格　251
1　農業協同組合の組合員たる資格　252
(1) 正組合員たる資格　252
(2) 准組合員たる資格　253
2　農業協同組合連合会の会員たる資格　255
(1) 正会員の資格　255
(2) 准会員の資格　255
第2節　組合への加入・脱退　260
1　組合への加入　260
(1) 組合への加入の意義と性質　260
(2) 組合による加入妨害の禁止　260
(3) 加入の法律効果　262
2　組合からの脱退　263
(1) 組合からの脱退の意義　263
(2) 脱退の法律効果　266
第3節　組合員の権利義務　270

1　組合員の権利義務の性質　270
2　組合員の権利　270
(1)　共益権　270
(2)　自益権　283
3　組合員の義務　286
第４節　組合員の出資と持分　291
1　出　資　291
(1)　出資の意義と性質　291
(2)　出資の種類　292
(3)　出資１口の金額　293
(4)　出資口数　293
(5)　出資の引受けと払込み　294
2　持　分　295
(1)　持分の意義　295
(2)　持分の譲渡および持分の共有の禁止　296
(3)　持分の払戻し　300
(4)　組合による持分の取得および質受の禁止　304
(5)　持分に対する強制執行　305
第９章●組合の機関 ―――――――――――――――――――― 317
第１節　総　説　317
第２節　総　会　319
1　総会の意義　319
2　総会の権限　320
(1)　農業協同組合法が定める総会の専権事項　321
(2)　定款等で定める事項　322
3　総会の招集　323
(1)　招集権者　323
(2)　通知の方法　325

第1章 協同組合の意義と性質

1 協同組合とは

協同組合とは何かについては，思想，学問上の立場・視点によってさまざまな考えがあり，一律的な定義をすることは容易ではない。しかし，ここで協同組合の定義を問題にするのは，協同組合の本質の理解を通じ，協同組合を営利企業や他の同種の団体から区別する基準を明らかにするためであり，そしてそれは法解釈論ひいては立法論にも直結する問題であるからにほかならない。

これまで，さまざまな思想家・学者によって協同組合とは何たるかが定義・議論されてきたが，国際協同組合同盟（ICA）は，1995年のマンチェスター大会における「協同組合におけるアイデンティティに関する声明」のなかで，初めて協同組合を定義した。これは，協同組合陣営が国際的に自己認識したものとして画期的意義を有するものといえる（注1）。

その定義は，協同組合とは，「共同で所有し，民主的に管理する事業体（企業体）を通じて，共通する経済的，社会的，文化的ニーズや願いを実現するための人びとの自主的な結合組織（団体）である（A co－operative is an autonomous association of persons united voluntarily to meet their common economic, social and cultural needs and aspirations through a jointly－owned and democratically－controlled enterprise.）」というものである。

ここから抽出できる協同組合の特質は，①共通的な目的をもった人びとの自主的な結合体・団体であること，そしてそのニーズや願いの実現という目的を，②共同で所有され民主的にコントロールされる事業体・企業を通じて実現するというものであるということ，の２点である。しかし，これだけでは営利企業や他の団体から区別する基準としては不十分であり，協同組合の価値とそれを実践していくうえでの指針としての協同組合原則を一体のものとして理解することが必要であろう（注２）。

ところで，協同組合の概念規定に関する実定法として，独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）がある。具体的には，同法22条は「この法律の規定は，次の各号に掲げる要件を備え，かつ，法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には，これを適用しない」とし，協同組合原則を協同組合の法定条件として掲げる。わが国の各種協同組合法は，独占禁止法22条が同法の適用を除外している団体を「協同組合の理想型と認め，この理想型に完全に合致し，又は少なくとも相当の程度においてこれに接近するように，各協同組合を規制している」（注３）といえるので，わが国の法律上，協同組合なるものがどのようにとらえられているかをみておこう。

① 小規模の事業者または消費者の相互扶助を目的とすること。

② 任意に設立され，かつ，組合員が任意に加入し，または脱退することができること。

③ 各組合員が平等の議決権を有すること。

④ 組合員に対して利益分配を行う場合には，その限度が法令または定款に定められていること。

わが国において，この独占禁止法と各協同組合法が制定された当時の協同組合原則は，いわゆる「1937年原則」であり，それは，第１原則＝加入脱退の自由，第２原則＝民主的管理（１人１票），第３原則＝利用高分配，および第４原則＝出資利子制限の４つの基本原則と，第５原則＝政治的宗教的中立，第６原則＝現金取引，および第７原則＝教育の促進の３つの任意原則からなっており，４つの基本原則は，ICA 加入条件であり，最も重要な原則として位置づけられていた（注４）。この原則には，独占禁止法の適用除外要

件の１つである「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とする」ことは現れてこない。これは，相互扶助要件というのは，そもそも協同組合の運営の原則というより，むしろ協同組合の目的である結成の動機そのものであるためであろう。1995年のICAの定義には相互扶助という言葉はないが，事業を通じて共通の目的を実現するための自主的な結合体ということの当然の前提であることは疑いがない（注５）。

問題は，原則にも明文がない小規模の事業者または消費者の概念である。これは，協同組合が資本主義社会における経済的弱者の自衛組織として発達してきた歴史的経過から自明のことであり，また，協同組合運動に参加する資格を制限的に明記する必要がなかったからではないかと思われるが，経済政策上は，協同組合を独占禁止政策のなかに包摂するにあたって避けられないものだったのであろう。なお，協同組合法と独占禁止法との関係については，別途，後述する。

以上を総合すると，価値基準については，抽象的概念であり，それ自体をもって他の企業体と区別する基準にはなりがたく，他の企業体と区別しうるものは，その目的と運営原則にあるといえよう。

平たくいえば，協同組合は，共通の目的をもつ人々が，自助の上に立ち，共同で行う事業体（企業）の事業の助けを借りて自己の生活・事業活動における経済的便益を得ようとするものであり，この点に協同組合の第１のそして基本的な特徴が存在する。第２の特徴としては，協同組合の組合員は，同時に事業体（協同組合）の所有者であり，かつ顧客でもあり供給者でもあるという三位一体性を有する点を挙げることができる。そして，第３の特徴は，これらと並んで協同組合の人的要素の優位性，すなわち１人１票制に基づく民主主義の原則がその運営を貫いている点である。以上の３つの特徴が，協同組合を他の経済主体から区別する，不変で，かつ，本質的な特質であるといえよう。

（注１）　この声明は，協同組合の定義，価値，そして原則からなっているが，その内容は1997年のICAの総会で承認されたICAの定款５条にそのまま盛り込まれた。そして，国連の専門機関である国際労働機関（ILO）の「協同組合振興勧告2002

(Promotion of Cooperatives Recommendation, 2002)」でも，このICAの定義が採用され，各国の諸政策に生かされることになったという点でも重要な意義を有する。

（注２）　「協同組合のアイデンティティに関する声明」は，協同組合についての「定義，価値，原則」の３点セットになっている。声明は，協同組合の定義に続き，協同組合は「自助，自己責任，民主主義，平等，公正，連帯という価値に基づいている。組合員は，創始者の伝統を受け継いで，正直，公開，社会的責任，他者への配慮という倫理的な価値を信条としている」と宣言し（なお，特に後段の倫理的価値については，声明案起草責任者のイアン・マクファーソンは「あらゆる種類の組織に見ることができる価値であるが，とくに協同組合においては当を得て否定できないものである」(「Co－operative Principles for the 21st Century」11頁〔1996年・ICA〕）と述べている），協同組合自らが組織自体の価値を宣言することによって協同組合の特徴を明らかにするとともに，その価値を実践していくうえでの指針として原則を位置づけている。協同組合原則は，いわゆるロッチデール原則を起点として国際協同組合運動発展の歴史のなかで形成されてきたもので，1937年原則，1966年原則，そして1995年原則と推移してきているが，1966年原則までの原則自体には，協同組合の定義や目的は明記されていない。それは自明のこととして考えられていたからであると考えられ，協同組合であるかどうかは，協同組合運動の実践的な運営の原則をもって決定しようとしたからという理由によるのであろう。

なお，1995年原則は，第１原則＝自主的で開かれた組合員制，第２原則＝組合員による民主的な管理，第３原則＝組合の財政参加，第４原則＝自主・自立，第５原則＝教育，研修，広報，第６原則＝協同組合間の協同，第７原則＝地域社会への関与の７つの原則からなっているが，1937年原則のうち，任意の原則であった「現金取引」と「政治的宗教的中立」の原則を除き，すべての原則は新たな原則に包含されている（もっとも，政治的宗教的中立の原則は1966年原則改訂の際に削られたが，考え方自体が否定されているものではない)。

（注３）　上柳・協同組合法10頁。

（注４）　農業協同組合法には規定がないが，中小企業等協同組合法５条(基準及び原則）は，組合が備えるべき要件として，①組合員または会員の相互扶助を目的とすること，②組合員が任意に加入し，または脱退することができること，③組合員の議決権および選挙権は，出資口数にかかわらず平等であること，④組合の剰余金

の配当は，主として組合事業の利用分量に応じてするものとし，出資額に応じて配当をするときは，その限度が定められていることの４つの要件を掲げ，独占禁止法22条と同旨の規定を置く（中協法５条１項）ほか，「組合は，特定の政党のために利用してはならない」と政治的中立の規定を置いており，消費生活協同組合法も同様の規定を置いている（同２条）。その他の協同組合法のいくつかにも同旨の規定がある（商店街振興組合法４条，内航海運組合法５条等）。

（注５）　なお，ICA の定款の目的規定（２条）の１つに，「相互自助と民主主義に基づく世界の協同組合運動を推進する」旨の規定があり，「協同組合のアイデンティティに関する声明」の確認と ICA の目的の遵守が会員の資格要件になっている。この「相互自助（mutual self－help）」の概念は，相互扶助（mutual help）と自助（self－help）の両者を含む概念であり，協同組合論的に興味深く含蓄のある概念である。

2　協同組合の法的性格

資本主義社会における代表的な企業形態である会社の法的性格は，営利を目的とする社団であって法人格を有するもの，したがって営利・社団・法人性が会社を特徴づける概念である（注１）。これとの対比でいえば，協同組合の法的性格は，非営利・社団・法人性ということになろう。以下，その性格を個別にみてみよう。

⑴　非営利性

わが国の各種の協同組合法による協同組合は，経済的弱者の経済的地位をその組織化を通じて向上させることを目的としている点で共通している。水産業協同組合法による漁業生産組合，森林組合法による森林生産組合および中小企業等協同組合法による企業組合以外の組合は，構成員の相互扶助を目的とする人的社団であり，その性質上，営利を目的として事業を行うことが禁じられている。農業協同組合法７条１項は，「組合は，その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする」旨の定めを置く（同旨の規定として，生協法９条，水協法４条，森組法４条，中協法５条２項等）。この規定は平成27年改正（法律第63号）前の８条の規定から後

段の「営利を目的としてその事業を行ってはならない」と規定した部分を削ったものである。この旧規定の後段部分をもって協同組合は非営利団体であると説明される場合が多かったが，そのことは，旧規定の後段部分がなくても，既に述べたように協同組合の本質的特徴から導き出される結論であって，営利を目的として事業を行ってはならない旨の規定があるゆえに非営利団体であるわけではない。すなわち，協同組合は，その行う事業を通じて，構成員が生活・事業活動における経済的便益を得るための組織であって，これを構成員から独立した主体として組合をとらえ，独立した主体としての組合からその目的を規定するとすれば，構成員の生活・事業活動の助成を図ることを目的とする団体＝助成団体であることになり，このことを確認したものが農業協同組合法７条１項の規定であるというべきである。したがって，協同組合は，対外的な取引により金銭的利益を得て，これを構成員に分配することを目的とするものではないので，営利法人でないことは明らかである(注２)。

ところで，漁業生産組合，森林生産組合，企業組合および農業協同組合法による農業経営を行う農事組合法人(注３)は，その他の協同組合と異なり，それ自体が１個の企業体であり，これらのいわゆる生産組合を協同組合の範疇に含めて考えるべきかどうかについては意見が分かれている。協同組合運動が資本主義経済に対する批判として生まれた歴史的な経過のなかで，とりわけ社会主義的思想とあいまって多くの思想家・理論家の考えのなかでは，協同組合による協同の到達点であると考えられていたし，協同組合運動全体のなかでの生産組合の成否はともかく，現在でもそのように考えられている。これによれば，組合員の特定の経営上または家計上の部分的機能だけではなく，財産や労働が協同組合のなかに統合される結果，既述の協同組合における三位一体性の原則は，共同で営む事業体における経営者と労働者の同一性のなかに反映され，すべての従業員が参加者であり，すべての参加者が従業員であるということになる。

しかし，このような生産組合にあっては，組合員はその個別経済の主体たる地位が失われ，組合の経営者または従業員となる結果，組合の事業は個別経済を助成することを目的に行われるものではないので，外観的には営利法

人的色彩を帯びることとなる。しかし，現行法上は，組合員と組合の事業に従事する者との同一性を広い範囲で要請し（法72条の９，72条の15，水協法80条，82条２項，81条，中協法９条の11第１項・２項，10条７項），また，払込済出資額に応じてする剰余金の配当を一定の限度に制限し，その余の剰余金は組合員が組合の事業に従事した割合に応じて配当すべきこととし（法72条の15第２項，水協法85条２項，中企法59条３項），かつ，その運営は，１人１票制に基づく民主的運営が貫かれていることから，協同組合の範疇に含めて考えるべきであろう（注４）。

なお，平成27年の改正は，旧８条の規定に全く異質な要素を持ち込み，同条を７条として新たに次の２項を加えた。すなわち「組合は，その事業を行うに当たっては，農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」（法７条２項）とする規定と，「組合は，農畜産物の販売その他の事業において，事業の的確な遂行により高い収益性を実現し，事業から生じた収益をもつて，経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない」（同３項）とする規定である。

⑵ 社団性

社団とは，共同の目的をもった複数人の結合体，すなわち社団であり，その団体の構成員を社員という（注５）。協同組合の場合には，複数の社員が協同組合の成立および存続の要件とされている（法64条４項，生協法68条４項，水協法68条４項，森組法83条４項。中小企業等協同組合法，信用金庫法等は組合員数減少に伴う解散の規定を欠く。たばこ耕作組合法においては組合の成立と存続要件が一致しない＝38条１項，45条１項５号）ので，社団に他ならない。なお，社団は法人とするに適した存在であるといいうるが，社団性と法人性とは全く別の概念である。

なお，協同組合は，相互扶助を目的とする人的結合に重きを置く人的社団であり，後述するように，協同組合にとって出資するか否かは協同組合の本質と関係がなく，株式会社のような資本の結合が主体である「物的社団」とはその性格を異にする（注６）。

第2章
農業協同組合法と独占禁止法等との関係

1 農業協同組合法と独占禁止法との関係

資本主義経済体制のもとでは，自由な市場を前提に競争秩序を維持・確保することが基本的な課題とされるが，それは競争秩序の維持・確保によって「自由」な経済活動と「公正」な経済社会の実現が保障されると考えられるためであるからにほかならない。

しかし，競争秩序が維持されるためには，経済主体間における対等な関係が確保されることが必要であって，自由な競争を単なる市場原理に委ね，これを放任すれば，経済的強者と経済的弱者の格差を拡大させ，経済的強者による市場の支配によって消費者の利益が損なわれ，国民経済的にも好ましくない事態を招来することは明らかである。

したがって，ここに一定の経済的規制が必要になるとともに，経済的弱者が自主的に団結して，市場における対等な取引主体として活動することが容認されなければならない（注1）。独占禁止法（昭和22年法律第54号「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」）は，第2次世界大戦後，占領軍による経済民主化政策の一環として，アメリカの反トラスト法を範として制定されたものである。独占禁止法は，「公正かつ自由な競争の促進」を通じて「一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」を目的としている（同法1条）が，上記のように無条件に「公正」かつ「自由」な競争が成立するわけではなく，経済のすべての分野において

競争原理（市場メカニズム）が妥当するわけではない。したがって，経済運営政策上，私的独占と不当不公正な取引方法を規制すると同時に，一定の理由から独占禁止法の適用除外制度が設けられている（注2）。一定の分野を独占禁止政策上，適用除外としているのは，わが国の模範となったアメリカの反トラスト法においても同様であり（注3），多かれ少なかれアメリカ以外の諸国の独占禁止法のもとにおいても例外ではない（注4）。

協同組合に対する独占禁止法の適用については，独占禁止法22条（旧24条）が，一定の要件を備え，かつ，法律の規定に基づいて設立された組合（連合会を含む）（注5）の行為には同法の適用を除外する定めを置き，一方，「不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は，この限りでない」（同条ただし書）と定め，適用除外の限界について規定している。この適用除外に関する規定は，独占禁止法制定当初から設けられているものであり，実質的に変更されることなく今日に至っている。これは，単独では大企業に伍して競争することが非常に困難な小規模事業者や消費者が協同組合を組織して，市場において有効な競争単位として行動することは，独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的な貢献をするものであり，このことを前提に，このような組合が行う行為には，形式的・外観的には一定の取引分野における競争を実質的に制限するおそれがあるような場合であっても，独占禁止法が保護する法益が侵害されることが明白な場合を除いて，独占禁止法の適用を除外する趣旨であると解されている（注6）。

この独占禁止法の適用除外となる一定の要件を備える組合とは，次の４つの要件を備える組合であるが，農業協同組合法８条には，農業協同組合および同連合会は，①および③に掲げる要件を備える組合とみなす旨の定めが置かれている。

① 小規模事業者または消費者の相互扶助を目的とすること（注7）

② 任意に設立され，組合員が任意に加入または脱退することができること

③ 各組合員が平等の議決権を有すること（注8）

④ 組合員に対する利益の分配の限度が法令または定款に定められている

こと

2　民法・商法との関係

農業協同組合法に規定のない，行為法の分野については，農業協同組合法に対する特別私法として民法，商法が適用されることとなる（注９）。

他人との間の取引など個人法上の権利義務関係については，民法第１編から第３編までの関係規定が一般法として適用されるのはもちろんであるが，問題となるのは，商法が民法の特別規定として民法と異なる定めをしている場合にいずれが適用されるかについてはこれまで議論があったところである。もっとも議論があったのは，法定利率と債権の消滅時効についてであるが，旧民法の規定によれば，法定利率は年５分（旧民法404条），債権の消滅時効は原則10年（旧民法167条）であるのに対し，旧商法の規定によれば，法定利率は年６分（旧商法514条），債権の消滅時効は５年（旧商法522条）となっていたからである。この点，旧産業組合法５条には「産業組合ニハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外商法及商法施行法中商人ニ関スル規定ヲ準用ス」との規定があり，これに基づき，大審院も商行為法の規定が産業組合に準用され，その債権は商事債権としての消滅時効にかかるとしていた（大判大９・10・21民録26輯1561頁，大判昭２・７・15民録６巻10号478頁）。

現行農業協同組合法は，旧産業組合法５条のような包括的準用規定がないことから，通説は，組合は営利を目的とした法人ではなく，その行う事業は商法上の営業ではなく，商法上の商人ではない（通説は，産業組合も商人ではないと解していた）。したがって，商人に関する商法の規定を協同組合に類推適用すべきであるという一般的原則を認めることはできないというのが通説である（注10）。なお，現行協同組合法のもとでの組合の債権の消滅時効に関する最高裁判例においても，上述の産業組合についての大審院判決とは正反対の結論となっていた（注11）。

しかしながら，平成29年の「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）は，商法の法定利率に関する規定（旧商法514条）および商事債権の消滅時効に関する規定（旧商法522

条）を削除し，これらの事項については改正された民法の規定に統合・一元化されたので，これまでの議論には一応の終止符が打たれることとなった。

なお，組合の行為のうち，相手方にとって商行為となる行為（一方的商行為）については，その者が組合員または会員であると否とを問わず，商法3条の定めるところにより，引き続き商法が優先適用される結果となる。

（注1）　独占禁止法と協同組合法の関係をどのようにとらえるかについては，その視点によって一様ではない。独占禁止法の観点からは，その競争政策の立場から協同組合を有益なものとして容認するということになろうが，それはあくまでも競争政策上の視点でしかない。木元教授は，経済的弱者の「対等」の取引を確保するための「組織化（権）」による「団体自治」を制度として具体的に容認することが，「公正」かつ「自由」な経済活動を保障または確保するための前提であるとし，協同組合法制は，経済的弱者の経済的基本権（生存権的基本権）を具体化するためのものとして性格づけることができるとしている。そして，それは経済的従属者（経済的弱者）のための「団体法」として，民商法の特別法であるが，より基本的には社会法としての性格を帯有しているとする（木元錦哉「協同組合法の性格と競争秩序」木元錦哉ほか『協同組合と法〔現代経済法講座8〕』38頁〔三省堂・1993年〕）。大塚博士は，独占禁止法と協同組合法が，共通理念に基づき歴史的必然によって形成されてきたもので，両者がともに高度な資本主義社会における経済的弱者保護という社会的要請に応えることを基本理念としているとして，両者の共通性と異質性に着目してその関係を明らかにしている（大塚・判例協同組合法参照）。協同組合原則との関連を含めて論及したものに，堀越芳昭「国際協同組合原則と独占禁止法」（山梨学院大学『経営情報学論集』第4号）などがある。

（注2）　近年，独占禁止法の分野においても規制緩和が進められ，種々の適用除外制度の廃止・縮小が行われている。平成11年の改正では，旧22条（事業法令に基づく正当行為），旧24条の3（不況カルテル）および旧24条の4（合理化カルテル）が削除され，また，平成12年には，電気事業，ガス事業等における自由化を踏まえ，旧21条（自然独占に固有な行為）が削除された。また，協同組合に対する適用除外制度は，独占禁止法22条によるものと適用除外法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律）2条によるものとの2つの適用除外制度が並存していたが，平成11年の「私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律」（法律第80号）によって適用除外法が廃止され，独占禁止法22条の規定に１本化された。なお，適用除外法の廃止に伴って，農事組合法人については「私的独占禁止法第８条〔編注；事業者団体に対する規制〕第１項第１号及び第４号の規定は，農事組合法人が行う前条第１項第１号の事業については，適用しない。ただし，不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は，この限りでない」旨の規定が設けられ（農協法72条の11），農業協同組合中央会については「私的独占禁止法第８条第１項第１号及び第４号の規定は，中央会が行う第73条の22第１項各号及び前条第１項の事業については，適用しない。この場合には，第72条の８の２ただし書の規定を準用する」旨の規定が設けられている（農協法73条の24。中央会に関するこの規定は，平成27年法律第63号により中央会制度の廃止とともに削除）。）。

（注３）　日本の独占禁止法（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」〔昭和22年法律第54号〕）は，アメリカの反トラスト法を継受したもので，協同組合の適用除外に関する定めはクレイトン法（The Clayton Act，1914）６条（15 U.S.C. sec.17）とカッパー・ボルステッド法（The Capper－Volstead Act，1922）１条（7 U.S.C. sec.291）を基礎にしたものであることは，立法経過からして疑いがない（競争政策研究センター共同研究『原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆』（報告書・2006年９月）〔泉水文雄・西村暢史執筆〕＝http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.files/cr－0206.pdf，堀越芳昭「独占禁止法適用除外制度に関する資料（増補）」協同総合研究所『協同の発見』131号〔2003年〕等参照）。アメリカの反トラスト法は，①取引を制限するカルテル・独占行為を禁止し，その違反に対する差止め，刑事罰等を規定したシャーマン法（Sherman Act，1890），②シャーマン法違反の予防的規制を目的とし，競争を阻害する価格差別，不当な排他的条件付取引の禁止，合併等企業結合の規制，３倍額損害賠償制度等について定めたクレイトン法，③不公正な競争方法を禁止し，連邦取引委員会の権限，手続等を規定した連邦取引委員会法（Federal Trade Commission Act，1914 通称 FTC 法）およびこれらの修正法から構成されており，ほかに，ほとんどの州が独自の反トラスト州法を制定している。

ちなみに，クレイトン法６条は，「人間の労働は商品もしくは商取引の対象ではない。反トラスト法の如何なる条項も相互扶助を目的として設立され，かつ資本金を有せず，または営利を目的としない（not having capital stock or con-

ducted for profit）労働組合（labor organization），農業組合（agricultural organization）または園芸組合（horticultural organization）の存在，活動（operation）を禁止し，また当該組合の個々の構成員がその組合の合法的目的に従って適法に遂行することを禁止し，または制限するものと解してはならない。さらにまた，当該組合または構成員は，反トラスト諸法において規定する取引制限のための違法な結合（illegal combinations）または共同謀議（conspiracies）とみなしまたは解釈されるべきではない」と規定する。このクレイトン法と連邦取引委員会法は，ウィルソン政治下の実業規制政策を立法化したもので，「小企業の人々をして大企業の人々と同様に成功する自由〔と機会〕を与えるため，そして，私的独占をその萌芽の中につみとってしまうため」に制定されたものであるとされる（アメリカ学会『原点アメリカ史第5巻』321頁〔松本重治〕〔岩波書店・1957年〕）。

1922年のカッパー・ボルステッド法1条（7 U.S.C. sec.291）は，「農民，農場主，牧場経営者，酪農場主，ナッツ・青果生産者として農産物の生産に従事する者は，法人であるか否かを問わず，資本金の有無にかかわらず，団体（associations）に結集し，州際および海外取引に際し，共同して加工，市場への準備，出荷および販売を行うことができる。当該団体は，共同の販売機関（marketing agencies in common）を所有することができる。当該団体およびその組合員は、そのような目的を達成するために必要な契約および取決めを行うことができる。ただし，当該団体は，その構成員である生産者の相互扶助のために運営されなければならず，したがって次の①および②のいずれか，または双方の要件を充たし，かつ，③の要件を充たさなければならない。

① 団体の構成員には，その有する株式または出資（membership capital）の多寡にかかわらず1人1票を超える議決権が付与されない。

② 団体は，年8％を超えて株式または出資に対する配当をしてはならない。

③ 団体は，構成員によって出荷される農産物の総額を超えて非構成員の農産物を取り扱ってはならない」旨を規定する。

このように，カッパー・ボルステッド法は，わが国独占禁止法22条の本則に相当する規定を置いている。こうしたことから，このカッパー・ボルステッド法は，アメリカでは，農業協同組合の大憲章（マグナ・カルタ）と呼ばれてきた。2条（7 U.S.C. sec.292）は，市場を独占し，または取引を制限することにより農産物の価格を不当に引き上げられると信ずるに足る事由がある場合における農務長官の権限と司法手続についての定めを置いているが，これは独占禁止法22条のただ

し書に相当する。

（注４）　公正取引委員会のホームページには,「世界の競争法」として,主要国の独占禁止法の概要が紹介されている（http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/top.html）。

（注５）　ここでいう「法律」とは，民商法の一般法を含まず，小規模事業者または消費者の相互扶助を目的とした組織，したがって協同組合の設立の根拠法をいうと解されており，異論を見ない。これに該当する法律には，農業協同組合法，水産業協同組合法，森林組合法，中小企業等協同組合法，信用金庫法，労働金庫法およびたばこ耕作組合法がある。

（注６）　独占禁止法22条は，独占禁止法制定時から変わらずに存在する規定であり，その趣旨は「本来，協同組合運動は，資本主義の圧迫に抗し，殊に独占大企業の圧力に対して，小規模事業者が相互団結によって，はじめて資本主義経済の下における独立の競争単位となることができるのであるから，元来，多分に反トラスト的性格を有するものである。小規模事業者は相互に団結して一事業単位を形成することによって，はじめて資本主義経済の下における独立の競争単位となることができるのであるから，このやうな競争単位を認めることは，公正且自由な競争を実質的に促進するために是非とも必要である。これによって，小規模事業者は辛じて資本主義的大企業とほぼ同一の出発点に立ち，効果的な競争を行なうことができるようになるのである。而して，このためには，単位協同組合について，本法の適用を除外し，広汎な団結権を認める必要がある。本法24条〔22条〕は，かかる観点から，協同組合（組合の連合会を含む）の行為に対しては，組合が，不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価をひき上げることになる場合を除いては，全面的に本法の規定を適用しない旨定めたのである」（石井良三『独占禁止法』284頁〔海口書店・1947年〕）とされ，この考え方が今日に至るまで引き継がれてきているといってよい（植木邦之編『最新独占禁止法の実務』315頁〔商事法務研究会・1990年〕，実方謙二『独占禁止法〔有斐閣法律叢書〕』358頁〔有斐閣・1987年〕等）。

なお，独占禁止法の適用除外となる「組合の行為」をどのように理解するかについては説が分かれているが，通説的な見解は，それぞれの準拠法に基づく行為であると解し，その範囲を超える行為は適用除外にはならないとする（正田彬編『カルテルと法律』224頁〔糸田省吾〕〔東洋経済新報社・1968年〕，金井貴嗣『独占禁止法〔第２版〕』198頁（青林書院・2006年），前掲・最新独占禁止法の実務322頁，金沢良雄『独占禁止法の構造と運用』100頁〔有斐閣・1979年〕，馬川千

里「独禁法による協同組合の規制」〔公取376号・1982年〕7頁，塚田俊三「協同組合の活動と独占禁止法との関係について」（公取388号・1983年〕29頁，吉川泰宇「事業協同組合に対する適用除外規定の解釈論について」〔公取607号・2001年〕60頁）。

今村成和ほか『注解経済法・上』507頁〔来生新〕（青林書院・1985年）は，通説同様，独立要件とする立場に立ちつつ，その具体的な内容を協同組合法の行為か否かではなく，24条〔22条〕の適用除外の趣旨に合致するか否かに求め，ただし書は適用除外が認められない場合の明白なものを例示するものであるとし，正田彬『全訂独占禁止法Ⅱ』252頁（日本評論社・1981年）は，「組合の目的と関係ない行為についてはもちろん，本条に，はじめから該当しないと解されるべきものである」と従来の関係を述べつつ，「本法との関係で容認される限界内の行為は，協同組合が，法律の定める事業を行うと否とを問わず，またその目的の範囲内であると否とを問わず，協同組合の性質にもとづいて，本法に違反するものではないと解されるから，本条との関係で，組合の行為を各準拠法にもとづいて限定する実益は失われたことになろう」とする。

もっとも，通説的な見解といわれている説のなかにも，それぞれ少しずつ違いがある。馬川千里『独占禁止法入門』177頁（文久書林・1954年）は，目的を達成するための行為（同旨；金井・前掲189頁）まで含むとし，正田・前掲225頁〔糸田〕は，「組合の固有な行為」とする（同旨；金井198頁）。後者は，例えば，組合員以外の大企業や他の事業者とする共同行為などを排除するための限定である。組合の行為が，「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことのみをもってしては，適用除外が否定されることはない（今村成和『新版独占禁止法〔法律学全集52－２〕』200頁〔有斐閣・1978年〕）が，他の事業者との共同行為によって不当な取引制限をするようなケースで，協同組合以外の事業者にだけ独占禁止法３条が適用されることとなるのが不都合であるのは明らかであろう。また，馬川・前掲「独禁法による協同組合の規制」７頁は，「準拠法による協同組合の事業を行うための共同行為に限定すべき」とし，したがって「対外的行為は24条の『組合の行為』に含めるべきでない（同９頁）とするが，塚田・前掲26頁は，内部行為説は立法の経緯からして採り難いとする（石井・前掲291頁は，理論的には内部行為説が正当であろうとしつつ，実際問題として，組合の内部行為と外部行為を判別することが必ずしも容易ではなく，外部関係についても，本法の適用を除外しなければ組合の活動を円滑に行うことができないために，組合の行為

については，内部行為であると外部行為であるとを問わず全面的に本法が適用されるとされ，その代わりに，不公正競争と不当な独占価格の設定行為について，逆に本法を適用する旨定められているとする)。

なお，適用除外とされる協同組合の行為は，「組合員事業者が組合の場で行う共同行為」(金井・前掲198頁)，「農民の協同行動が農協の行為として行なわれる場合」(前掲・協同組合と法213頁〔正田彬〕)，「協同事業を行う事業者としての行為」(吉川・前掲60頁) などといわれることがある (これに関し，根岸哲＝舟田正之『独占禁止法〔第３版〕』382頁〔有斐閣・2006年〕は，組合の行為は，「組合員の共同行為としての実体を有していることが原則である」とし，「協同組合が農薬を組合員に販売するなど，それ独自の事業を行うことも認められており」としているのは，協同組合の事業の性格の無理解によるものであろう)。しかし，これは現在は廃止された適用除外法２条と独占禁止法22条との関係を解釈するに際して用いられた考えであり，協同組合の行為に対する独占禁止法の適用除外の趣旨を理念的に説明するためのものとしては理解できるが，今日では，適用除外を画する概念としては必ずしも適切であるとは思われない。これらの見解は，「組合の行為」を，22条各号の要件と並んで適用除外を判断する際の独立の要件と解する説であり，この立場では，22条ただし書は，この「組合の行為」に含まれないもののうち，そのことが明らかなものを確認的に列挙した規定であると解されることとなる。これに対し，「組合の行為」によっては適用除外の範囲を限定できないと解する説 (経済法学会編『独占禁止法講座３巻』225頁〔舟田正之〕〔商事法務研究会・1981年〕，前掲・協同組合と法68頁〔木元錦哉〕) によれば，このただし書の解釈を通じ，実質的にみて適用除外とすべき根拠のない協同組合の行為を独占禁止法の規制の射程範囲に取り込むということになる (根岸＝舟田・前掲383頁)。

独占禁止法の適用除外が認められるか否かは，独占禁止法の立場から判断されるべきことであり，通説による適用除外の限界も，協同組合の性格を前提にして独占禁止法の論理といかに調和を図るかということに主眼があると考えられるので，具体的な判断の結果においてはほとんど差を生じていないといってよいであろう。

いずれの説に立つにせよ，適用除外の名宛先は協同組合であり，例えば協同組合の支部の行為は，それが組合が関与せず組合と独立して行われるかぎり，「組合の行為」ではなく，したがって独占禁止法の適用を受ける (東京都理容師協同

組合荻窪支部に対する審決〔昭和28・9・28審決集⑸52頁〕等)。

組合の事業は，組合員個々では達成できない規模の経済・範囲の経済の達成を可能とするために，組合員の共同事業として取り組まれるものであることから，その目的を達成するためにする組合員に対する統制行為，およびそれに従って個々の組合員が行う競争制限的行為が必要でありうる。しかし，組合員の共同による組合としての経済活動に関連したものではなく，単に組合員の経済活動について制限を加えるだけの協定（価格協定その他）は，組合の行為には含まれないとするのが多数説である(金沢・前掲100頁，前掲・最新独占禁止法の実務323頁)。これに対し，22条ただし書が「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」と規定しているのは，組合構成員の価格協定が本条の適用除外となることを前提として，そのただし書に該当する場合には適用除外とはならない旨を規定しているものと解すべきであるから，組合構成員の価格協定は許されないとする説を採用することは困難であり(田中誠二ほか『コンメンタール独占禁止法』889頁〔勁草書房・1981年〕〔坂本延夫〕)，「昭和26年に中小企業庁が協同組合の価格協定が原則として違法でないと解する旨の通達を出しており，公正取引委員会も価格協定が共同施設〔中協法9条の2第1項1号〕に含まれることにより，『組合の行為』に該当するとして独占禁止法の適用を除外している事実などで示すように行政運用上は，肯定的に取り扱われており，これによる弊害は，同条ただし書を適用することにより防止しようとする方針のようである」(前掲・カルテルと法律225頁〔糸田〕) とされる。なお，組合構成員の価格協定も本条の適用除外を受けられるとの立場を採ったとしても，当該協定の結果，それが「不当に対価を引き上げることとなる」場合には，本条ただし書に該当することになるので，このような価格協定には，当然，独占禁止法が適用されることになる。

したがって，本条ただし書の「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」における「不当に対価を引き上げることとなる場合」をどのように解するかが問題となる。ここでいう「不当に」とは，価格の上げ幅の問題ではなく，行為そのものに対する独占禁止法上の適用除外の趣旨から判断されるべきものである(前掲・独占禁止法講座3巻231頁〔舟田〕，前掲・カルテルと法律227頁〔糸田〕)。なお，公正競争阻害性の要件は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより」で確認されているので，「対価を引き上げることとなる場合」とは，実際に対価が引き上げら

事項索引

【あ】

アームズ・レングス・ルール……65,178,190-3,223
悪意 ……349,390,403,406,408,417,448,455-60,469,473-7

【い】

異議申述期間……132,509,572,596
一般的拘束力 ……161
一方的商行為 ……92,102
委任状 ……276,337,341,346
違法行為 ……278-9,433,469
違法行為差止権 ……429,433,471
違法行為差止請求権 ……278,469
違法性監査 ……437-8
違法配当 ……496,499,523,614
員外監事……64,419-21,435-6
員外理事 ……59,383
員外利用 ……10,27,36,69,127,144-7,170-2,257
——の特例……56

【う】

訴えの利益 ……281,351-2

【え】

営利性 ……11-3,102
営利法人……7,11-2,105,255
延会 ……346

【お】

大口信用供与等規制 ……195-6,200,205
織田一 ……38-9

【か】

会員資格……34,314-5
会議の目的である事項 ……225,324,327,336,344,357,390-1,450-1,552
会計監査 ……318,442
会計監査人……277,318,321,326,346,420,425,427,432,440-5,452-5,461,499
——設置組合 ……344,425,427,432,498,500-4
会計主任 ……275,388,482,487-8
会計帳簿 ……442,492-6
会計（の）慣行 ……494-9
会計の区分……228,490
解散 ……602-11
——の原因 ……602
——の効果 ……605
——の登記 ……531,535,539,542,555,573,578,604,606
——の日 ……606
——命令……50,53,122,147,172,307,603
改算式（持分算定法） ……261,266-7,301
解除条件 ……576
改選請求 ……367-9,380-1,430,482
回転出資金 ……51,514-5
賀川豊彦 ……174
確定決算 ……557,563
確定判決 ……349,352,468,510,578
確認訴訟 ……352,354
隠れた瑕疵 ……568
加算式……267,301
過怠金 ……28,127,287-8
カッパー・ボルステッド法 ……93-4
合併 ……529,542-,565,569
——の議決 ……68,562

——の事後開示……555
——の事前開示……547
——の手続……543,556
——の登記……543,546,554-5
——の認可……553-4,602
——の日……281,545,572
——の否決……566
——の法律上の性質……542
——の無効……281,544,571-3,579
合併期日……545-6,554,563-5,569
合併契約……543-
——備置開始日……549-52
——の変更・解除……565,568
合併交付金……544-5,550-1,564
合併差益……517-8,544-5,558-9
合併実行日……555
合併比率……544-6,550-1,556-7,571
合併無効の訴え……432,510,547,556,572,579
加入……260-
——拒絶……261
——脱退の自由……3,314-5,563
——の自由……261,267,300
——の法律効果……262
加入金……40,261-2,267,297,518
加入手数料……261
仮監事……70,435
仮議決……323,561
仮処分……351,371,422,429-30,471,571,593
仮代表理事……70,324,401
仮理事……26,282,370-1
簡易合併……281,547-8,562-4,571,579
簡易新設分割……388,448
監査費用……424
監査報告……328,420,499-504,549
監事……418-
——による違法行為差止め……122
——の業務監査権限……396
——の兼職禁止……419
——の資格と員数……419
——の終任事由……422
——の職務権限……59,424-
——の責任……277
——の説明義務……343
——の選出・改選……421
——の忠実義務……433
——の任期……422
——の報酬等……326,347,423,431,448
監視義務……456-8,479
慣習法……83,86-7,496
観念的な持分……13

【き】

ギールケ……39,108
機関……317-
企業組合……6,7,13,73,101-2,141,158,534
議決権……166,202-4,225,230-1,234-6,271-
議決権行使書面……326-33,335-7
議決権の不統一行使……340
基準議決権数……235-
議事録……346-8,352,363,452
羈束裁量処分……554,577,587
期待権……305,308
議長の決裁権……343
規範設定契約……161
規範的効力……161
規約……83,119,133,344,353-4
キャスティング・ボート……343
休眠組合……604
教育情報繰越金……513
共益権……270-
協業組合……73,534
競業避止義務……377,480,599
共済規程……86,119-20,128,134,158,176,229
共済契約……158,176-7,196-7,212-21,245-6

●著者紹介

明田　作（あけだ・つくる）

1949年　福島県生まれ。
1973年　東京教育大学卒業。
大学卒業後，全国農業協同組合中央会，農林中央金庫嘱託を経て，現在，農林中金総合研究所・客員研究員（1992年から2005年まで農業協同組合監査士試験委員，2003年から2007年まで日本協同組合学会副会長を務める）。
著書として，『JA役員の職務執行の手引き～知っておきたい権限と責任～』（経済法令研究会・2017年），『新農協法』（全国協同出版・共著，2007年），『農業協同組合の法人税・消費税』（中央経済社・共著，2004年），『ＩＬＯ・国連の協同組合政策と日本』（日本経済評論社・共著，2003年）等がある。

農業協同組合法［第三版］

2010年２月24日　初　版第１刷発行
2011年２月25日　　第２刷発行
2012年４月10日　　第３刷発行
2016年５月20日　第二版第１刷発行
2021年３月22日　第三版第１刷発行

〈検印省略〉

著　　者　明　田　　作
発 行 者　志　茂　満　仁
発 行 所　㈱経済法令研究会
〒162-8421　東京都新宿区市谷本村町３-21
電話 代表 03(3267)4811　制作03(3267)4823
https://www.khk.co.jp/

営業所／東京03(3267)4812　大阪06(6261)2911　名古屋052(332)3511　福岡092(411)0805

カバーデザイン／佐藤 修　制作／西牟田隼人　印刷／日本ハイコム㈱　製本／㈱ブックアート

ⓒ Tsukuru Akeda 2021　Printed in Japan
ISBN978-4-7668-2467-4

☆　**本書の内容等に関する追加情報および訂正等について**　☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には，当社ホームページに掲載いたします。
（ホームページ　書籍・DVD・定期刊行誌　メニュー下部の　追補・正誤表）

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。